

京都府低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、知事が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第1項各号の基準をいう。
- (2) 認定低炭素建築物新築等計画 法第54条第1項の規定において認定を受けた低炭素建築物新築等計画をいう。
- (3) 評価機関 法第54条第1項の認定基準に係る技術的審査等を実施する機関で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - ア 非住宅部分 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - イ 住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(書類の経由)

第3条 法第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、申請に係る建築物の所在地を所管する土木事務所を経由して申請するものとする。法55条第1項の規定による変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者（以下「変更認定申請者」という。）も同様とする。

(評価機関の審査)

第4条 認定申請者又は変更認定申請者は、認定申請又は変更認定申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、評価機関による審査を受けることができる。

(認定申請等)

第5条 認定申請又は変更認定申請は、省令第41条第1項又は第45条に規定する書類のほか、代理者によって行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書面を添えて行うものとする。

(知事が必要と認める図書等)

第6条 省令第41条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、別表左欄の区分に応じ、同

表右欄に定める図書とする。

(建築確認申請の特例の申出)

第7条 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合は、第5条の申請に併せて、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本3通
- (2) 建築確認に関し市町村の事前協議が完了した旨の図書

(計画の通知)

第8条 知事は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合は、低炭素建築物新築等計画通知書（第1号様式）に低炭素建築物新築等計画を添えて建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第9条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、低炭素建築物新築等計画の認定申請取下げ届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第10条 知事は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、低炭素建築物新築等計画を認定しない旨の通知書（第3号様式）により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

(認定低炭素建築物の新築等の取りやめ)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（以下「認定低炭素建築物の新築等」という。）を取りやめようとする場合は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の取りやめ届（第4号様式）に、省令別記様式第6（省令第43条第2項に規定する通知書をいう。計画変更認定を受けた者にあつては、省令第46条において準用する省令第42条第2項に規定する通知書（省令別記様式第8））を添えて知事に提出するものとする。

(報告の徴収)

第12条 認定建築主は、法第56条の規定に基づき、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了した旨の報告を求められた場合は、報告書（第5号様式）に、建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の写しを添えて、知事に報告するものとする。

2 認定建築主は、法第56条の規定に基づき、前項以外の報告を求められた場合は、低炭素建築物の新築等の状況報告書（第6号様式）に、報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第 13 条 知事は、法第 58 条の規定により、法第 54 条第 1 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を取消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書（第 7 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、第 11 条の規定により、取りやめ届の提出があった場合は、法第 54 条第 1 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を取消すこととし、認定低炭素建築物新築等計画の認定取消通知書（第 8 号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付等）

第 14 条 省令第 46 条の 2 の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が省令第 44 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求めようとする者（以下「低炭素計画証明申請者」という。）は、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請書（第 9 号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出するものとする。

(1) 委任状

(2) 省令第 45 条に規定する添付図書

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該計画の変更が省令第 44 条の軽微な変更該当していると認めるときは、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書（第 10 号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、前項の証明書の交付をしないときは、軽微な変更該当していることを証明しない旨の通知書（第 11 号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付申請の取下げ）

第 15 条 低炭素計画証明申請者は、前条第 1 項の規定による申請を取り下げようとする場合は、低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請取下げ届（第 12 号様式）を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 6 条関係）

区 分	知事が必要と認める図書
(1) 評価機関が法第 54 条第 1 項に掲げる基準に適合すると認めた計画に係る建築物の場合	評価機関が発行する当該基準に適合することを証する書類
(2) 平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号 4（2）③「都市の緑地の保全への配慮」に記載の区域内で緑地の保全に関する制限等を受ける場合	緑地の保全に関する制限等の内容に適合していることを証する書類
(3) 低炭素建築物新築等計画に基づく新築等の工事にあたって建築確認を要しない建築物の場合	建築基準法への適合について建築士が確認した旨を記載した設計内容説明書